

各位

2016年2月17日  
株式会社ストラテジックキャピタル  
代表取締役 丸木強  
問合せ先：取締役 加藤 楠  
TEL：03-5459-0380  
EMAIL：info@stracap.jp

株式会社日本デジタル研究所（東証一部：コード6935）代表取締役に対する株主代表訴訟の  
提起について

弊社は、INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP（以下「ファンド」といいます。）と投資一任契約を締結しており、ファンドは株式会社日本デジタル研究所（以下「同社」といいます。）の発行済株式総数の約2.85%を保有しております。

ファンドは、本年2月16日に、東京地方裁判所に対し、同社代表取締役の前澤和夫氏に対し株主代表訴訟を提起しましたので、本件を公表いたします。訴訟提起の理由の概略（原告の主張の概略）は以下の通りです。

#### 記

##### 1. 同社社長の実兄である前澤栄氏への支払

同社と税務顧問契約を締結している税理士法人M&S総合会計事務所（税理士法人M&S総合会計事務所の前身である、同社代表取締役 前澤和夫氏の実兄前澤栄氏が経営していた前澤会計事務所との税務顧問契約も含む。）の経営者である前澤栄氏は同社代表取締役前澤和夫氏の実兄である。平成16年3月期以降の税務顧問契約の対価は年間886万6000円である。

また、同社は、前澤栄氏に対し「当社の税理士業界への展開に関する経営相談」を職務とする非常勤の嘱託従業員として、平成21年3月期以降、雇用契約に基づき年間720万円の給与を支払っている。同社の顧客の多くは税理士であり、今さら一人の税理士に情報提供を求める必要はない。税務顧問契約と雇用契約の内容が重複する場合、その支払いは二重払いとして違法なものであり、また、これらの契約の内容が重複しない場合であっても、締結の合理的必要性に欠ける雇用契約をあえて締結して給与を支払うことは、会社財産の減少を伴う違法なものである。

##### 2. 同社社長の実兄である前澤好和氏への支払

同社が、過去に設計・工事監理料を支払った株式会社前澤建築事務所（以下「前澤事務所」

という。)の代表取締役である前澤好和氏は同社代表取締役 前澤和夫氏の実兄である。少なくとも平成24年3月期までの7年間にわたり、同社は前澤事務所に年間1,000万円～2億円超の設計監理料を支払ってきたが、設計監理料の根拠となるべき設備建設は明らかではない(同社は、株主の求めに対して、設計監理料の根拠となるべき設備建設の内容を開示しない)。

上記経緯に鑑みると、設計監理料の対象となる建設工事は不存在であるか、又は、同工事が存在していたとしても、前澤建築事務所への設計監理料が同工事に対応する設計監理料相場に比して不当に高額(いわゆるお手盛り金額)であるものと強く推認される。

設計監理業務委託契約が実態を伴うものではない場合、又は、設計監理料が不相当に高額である場合、その設計監理料支払いは違法なものである。

以上